

## 〔彩の国さいたま芸術劇場 Q&A〕

### 【ホール編】

Q 1. 11月に小ホールを使用します。ホール代は、もう支払ってあります。利用時に改定後の新料金との差額を支払う必要が出てくるのですか？

A 1. いいえ、その必要はありません。

Q 2. 9月20日に、12月の音楽ホールの利用申込みをしました。利用料金の支払いは、10月10日までにする事になっていますが、10月に入ってから支払った場合、改定後の新料金での支払いとなるのですか？

A 2. 利用申込みをされた日（申請日）が基準となりますので、10月に入ってからのお支払いでも、旧料金の適用となります。

Q 3. 5月に大ホールを使用します。申込みは、去年の5月にしていますが、分割2回目の支払いがまだ終わっていません（10月末が支払い期限）。分割2回目の支払いは、新料金の適用となるのでしょうか？

A 3. いいえ、申込み時（改定前）の料金の適用となりますので、当初のご案内金額（旧料金）と変更はありません。

Q 4. 12月に小ホールを使用します。当日は、楽屋のほかマイクやピアノなどの附属設備も使用します。これらは、改定後の新料金となるのですか？

A 4. はい、新料金の適用となります。

Q 5. 3月に音楽ホールを使用します。1月か2月に音楽ホールでのリハーサルをやろうかと考えています。10月以降にリハーサル日を追加で申し込んだ場合は、新旧どちらの料金になりますか？

A 5. 新たなお申込みとなりますので、新料金の適用となります。

Q 6. 12月に大ホールを使用します。去年の12月に申し込んだ時は、入場料金1,800円としていましたが、今後2,500円に変更するかもしれません。その場合、ホール料金が変わってきますが、新旧どちらの料金になりますか？

**A 6.** 当初申請に基づく利用変更ですので、旧料金の適用となります。

**Q 7.** 11月に映像ホールを午前・午後区分で使用します。開場が12時30分なので午後区分が本番料金で、午前区分はリハーサル料金になっています。もし、開場時間を早めて午前区分から本番とした場合、午前区分の料金が本番料金に変わってきますが、新料金の適用となりますか？

**A 7.** いいえ、当初申請に基づく利用変更ですので、旧料金の適用となります。

**Q 8.** 12月に小ホールを午前・午後区分で使用します。もし、終演時間が延びることになって、10月以降に夜間区分を追加した場合、追加した夜間区分は新料金の適用となりますか？

**A 8.** 当初申請の利用区分に連続する区分を、準備時間の確保や上演時間の延長等により追加利用する場合は、当初申請に基づく利用変更となりますので、旧料金の適用となります。

**Q 9.** 1月に音楽ホールを演奏会で使用します。ただ、演奏者の都合で、利用日を変更する可能性が出てきました。もし、10月以降に、利用日の変更をした場合は、新料金の適用となりますか？

**A 9.** 当初申請に基づく利用変更となりますので、旧料金が適用されます。ただし、変更先のご利用日数が増えた場合、増えた分については、新規申込みとなりますので、新料金の適用となります。

## 【稽古場・練習室編】

Q 1. 10月に練習室を使用します。すでに利用料金の支払いも済んでいますが、利用時に改定後の新料金との差額を支払う必要が出てくるのですか？

A 1. いいえ、その必要はありません。

Q 2. 10月に中練習室を合唱練習で使用します。当日は、ピアノを使用する予定ですが、ピアノの料金は、改定後の新料金となりますか？

A 2. はい、新料金の適用となります。

Q 3. 11月に稽古場を使用します。他の活動の都合で、10月に入ってから、利用日の変更をお願いするかもしれません。10月1日以降に利用変更をした場合、変更後の利用は新料金となりますか？

A 3. 当初申請に基づく利用変更となりますので、旧料金が適用されます。ただし、変更先のご利用日数が増えた場合、増えた分については、新規申込みとなりますので、新料金の適用となります。

Q 4. 12月に小練習室Dを使用します。もし、12月に入ってから利用日の変更をお願いし、変更先の日に小練習室Dの空きがなく、小練習室Cとなった場合、新料金の適用となりますか？

A 4. 利用日変更に伴って施設も変更となった場合、当初申請に基づく利用変更とし、旧料金の適用となります。

Q 5. 10月に小練習室を使用します。当日は、ピアノを使用する予定です。もし、9月30日までにピアノ使用料を支払えば、旧料金となるのですか？

A 5. いいえ、10月1日以降に利用される附属設備の利用料は、支払日にかかわらず新料金の適用となります。

Q 6. 9月28日にインターネット予約で、10月3日の小練習室Bを申込みました。利用料金は、10月3日の利用（受付）時に窓口でお支払いしますが、この場合、新料金でお支払いすることになりますか？

A 6. 利用申込み（申請）が9月30日以前の場合、旧料金の適用となります。

\*インターネット予約は、利用申請扱いとなります。

**Q 7.** 9月28日にインターネット予約で、10月5日の小練習室Aを申込みました。施設と併せて附属設備のピアノの予約もしました。この場合、ピアノの料金は、旧料金の適用となりますか？

**A 7.** いいえ、附属設備については、予約日によらず、利用日が10月1日以降の場合は、新料金の適用となります。

**Q 8.** 9月28日に電話で、10月2日の中稽古場2を仮予約しました。利用当日に、窓口で申込みと支払いをしようと考えています。9月30日以前に仮予約をしているので、旧料金の支払いで大丈夫ですか？

**A 8.** 仮予約は、利用申請（正式なお申込み）に当たりません。この場合、10月2日が利用申請日になりますので、新料金の適用となります。